

保育士試験受験資格に関する知事認定の申請手続きについて

◆学校教育法に定める高等学校を卒業し、認可外保育施設等で2年以上2,880時間以上児童の保護又は養護に従事した者（中学校卒業の場合は5年以上7,200時間以上）は、勤務施設の所在する都道府県知事の認定を受けることで、保育士試験の受験資格を得ることができます。

◆知事認定の手続について

(1) 申請者の勤務施設が知事認定の対象施設であることを下記担当に確認

【担当】 しあわせ子育て応援部子ども成育支援課 保育支援担当

TEL：023-630-3073

(2) 山形県ホームページ内に掲載する「勤務証明書」の様式について、申請者が勤務している（していた）施設に作成を依頼し、受領

(3) 下記、知事認定に必要な書類一式を子ども成育支援課に提出

◎知事認定に必要な書類

①受験資格認定申請書（県HPに掲載）

②勤務証明書（県HPに掲載）

必ず勤務する施設の担当者に作成を依頼してください。

本人が作成したもの、両面印刷で無いものは無効となります。

③卒業証明書

卒業証書ではありません。卒業証明書が必要となります。

高等学校卒業程度認定試験の合格者は、合格証明書を提出してください。

④戸籍抄本の写し

結婚等により証明書類間で氏名が異なる場合に提出してください。

⑤返信用封筒

長3号封筒に申請者の住所、氏名を明記し、110円切手を貼付してください。

なお、認定書を県庁に直接受け取りに来られる場合は不要です。

◎書類提出先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県しあわせ子育て応援部子ども成育支援課 保育支援担当

(注意) 認定手続きには2週間程度の期間をいただく場合があります。

早めの手続をお願いします。

(4) 提出書類を審査の上、認定された場合、認定書を交付します。

(5) 交付された認定書及び必要書類を添付し、保育士試験事務センターに受験申請を行ってください。

※受験申請手続きについては、保育士試験事務センターに直接確認してください。